

勸告

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和4年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.475月分

とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)
の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.475月分
とすること。

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

初任給調整手当を次のとおり改定すること。

情報に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充
が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用さ
れた職員に対して、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から10
年以内の期間支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2については、
令和5年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。